

## 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（案）の概要

### 1. 顧客の利益の保護のための体制整備

#### (1) 共済関連事業の範囲

共済事業を行う組合が顧客の利益の保護のための体制を整備する際の管理対象となる事業として、共済事業を行う組合が行うことができる事業を規定する（第 158 条の 2）。

#### (2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備、記録の適切な保存並びにこれらの措置に係る方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定める（第 158 条の 3）。